



鳥取県公報

令和2年12月11日（金）
号外第97号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則（56）（政策法務課）・・・4 漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 （57）（水産課）・・・5 鳥取県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（58）（〃）・・・12 鳥取県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（59）（〃）・・・17 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則（60）（税務課）・・・18 鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（61）（環境立県推進課）・・・24 家畜改良増殖法施行細則及び鳥取県子牛公正取引条例施行規則の一部を改正する規則 （62）（畜産課）・・・26
◇ 訓 令	鳥取県公印規程の一部を改正する訓令（5）（政策法務課）・・・28

公布された規則のあらまし

◇鳥取県が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則

1 規則の制定理由

知事又はその補助機関が書面により施行する文書について、公印の押印を省略し、又は公印の印影を印刷することとすることにより、書面による文書の施行手続の簡素化を図る。

2 規則の概要

- (1) 知事又はその補助機関が書面により施行する文書であって、規則その他の規程（以下「規則等」という。）により公印の押印を要するとされているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、相手方が特に公印の押印を求める場合を除き、公印の押印を省略し、又は公印の印影を印刷して施行するものとする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

1 規則の制定理由

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県漁船法施行細則の一部改正
 - ア 漁船の登録の申請に係る申請書に添付すべき書類から、漁業法の規定による起業認可書の写しを削る。
 - イ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部改正
 - ア 特別地区内における許可等を要しない行為等を定めた規定中引用する水産資源保護法の条項を改める。
- (3) 鳥取県水産業協同組合法施行細則の一部改正
 - ア 申請等に係る提出書類について定めた規定中引用する水産業協同組合法の条項を改める。
 - イ その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

1 規則の制定理由

資源管理措置が見直され、漁業法の一部が改正されたことに伴い、漁業法に基づく特定水産資源の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

- (1) 漁獲量等の報告は、電子情報処理組織により行うものとする。
- (2) (1)にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合に用いる報告書の様式を定める。
- (3) 漁獲量等の報告等をしようとする者が、委任による代理人によって報告をする場合にあらかじめ提出すべき委任状の様式を定める。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和3年1月1日とする。
 - イ 鳥取県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則は、廃止する。
 - ウ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

1 規則の制定理由

資源管理措置が見直され、漁業法の一部が改正されたことに伴い、漁業法に基づく特定水産資源の採捕の停止に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

- (1) 知事が知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合等に該当すると認める旨の告示をしたときは、当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者等は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならないこととする。
- (2) (1)にかかわらず、知事が(1)の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、(1)の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から(1)の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができることとする。
- (3) 施行期日は、令和3年1月1日とする。

◇鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県税条例の一部が改正され、延滞金の割合の特例が見直されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 納付書等に記載されている延滞金の割合を改める。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和3年1月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

都市計画法の一部が改正され、町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県の同意が不要とされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 評価書の送付に関する規定中引用する市町村の都市計画の決定に係る都市計画法の条項を削るとともに、規定の整備を行う。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇家畜改良増殖法施行細則及び鳥取県子牛公正取引条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

家畜改良増殖法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 家畜改良増殖法施行細則の一部改正
 - ア 家畜人工授精用精液の採取回数について定めた規定中引用する法の条項を改める。
 - イ 家畜人工授精所開設者の異動届について定めた規定を削る。
- (2) 鳥取県子牛公正取引条例施行規則の一部改正
 - ア 競り売り証明書等の様式について定めた規定中引用する法の条項を改める。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第56号

鳥取県が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、知事又はその補助機関が書面により施行する文書について、公印の押印を省略し、又は公印の印影を印刷することとすることにより、書面による文書の施行手続の簡素化を図り、もって行政運営の効率化に資することを目的とする。

(公印の押印の省略等)

第2条 知事又はその補助機関が書面により施行する文書であって、規則その他の規程（以下「規則等」という。）により公印の押印を要するとされているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、相手方が特に公印の押印を求める場合を除き、公印の押印を省略し、又は公印の印影を印刷して施行するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

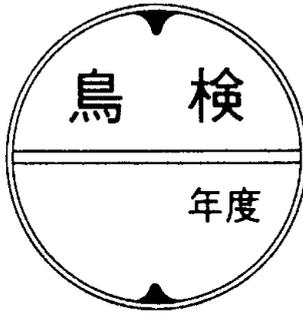
鳥取県規則第57号

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(鳥取県漁船法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県漁船法施行細則(昭和26年鳥取県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第9条 法第10条第2項の申請書には、省令第9条第2項及び第4項に掲げる書類のほか、<u>総トン数20トン未満の漁船にあってはその所有権の得喪変更を証する様式第10号による漁船取得届を添付しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>様式第15号(第13条関係)</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>直径 2.5センチメートル</p> </div> </div>	<p>第9条 法第10条第2項の申請書には、省令第9条第2項及び第4項に掲げる書類のほか<u>次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>総トン数20トン未満の漁船にあっては、その所有権の得喪変更を証する様式第10号による漁船取得届</u></p> <p>(2) <u>漁業法第52条第1項又は第66条第1項の規定により許可を要する漁業に従事する動力漁船にあっては、その起業認可書の写し</u></p> <p>2 略</p> <p>様式第15号(第13条関係)</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>直径 2.5センチメートル</p> <p>材質 <u>アルミニウム</u></p> </div> </div>

(鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県自然環境保全条例施行規則(昭和50年鳥取県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2(第17条、第19条、第31条関係)</p> <p>(1)~(8) 略</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p>	<p>別表第2(第17条、第19条、第31条関係)</p> <p>(1)~(8) 略</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p>

<p>ア 略</p> <p>イ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）<u>第21条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>ウ～ケ 略</p> <p>(10) 略</p> <p>別表第3（第24条、第31条関係）</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 水産資源保護法<u>第21条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>イ～オ 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>ア 略</p> <p>イ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）<u>第17条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>ウ～ケ 略</p> <p>(10) 略</p> <p>別表第3（第24条、第31条関係）</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 水産資源保護法<u>第17条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>イ～オ 略</p> <p>(7) 略</p>
---	---

（鳥取県水産業協同組合法施行細則の一部改正）

第3条 鳥取県水産業協同組合法施行細則（平成20年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
申請等を行う者	申請等の区分	提出書類	申請等を行う者	申請等の区分	提出書類
略			略		
2 漁業協同組合 （(2)に掲げる申請にあっては、漁業協同組合連合会の会員である漁業協同組合）	略	ア～オ 略	2 漁業協同組合 （(2)に掲げる申請にあっては、漁業協同組合連合会の会員である漁業協同組合）	略	ア～オ 略
	(2) 法第91条の2第2項において準用する法第69条第2項の規定による漁業協同組合連合会の権利義務の包括承継の認可の申請	カ 被承継人及び承継人の財産目録又は貸借対照表 キ 略 ク 法第91条の2第2項において準用する法第69条第4項において準用する法第53条第2項本文		(2) 法第91条の2第2項において準用する法第69条第4項において準用する法第53条第2項本文	カ <u>法第91条の2第2項において準用する法第69条第4項において準用する法第53条第1項の規定により作成した被承継人並びに承継人の財産目録及び貸借対照表</u> キ 略 ク 法第91条の2第2項において準用する法第69条第4項において準用する法第53条第2項本文

		の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第126条の4第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し（ファイルの記録を出力して作成された書面をいう。以下同じ。）			の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第121条第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し（ファイルの記録を出力して作成された書面をいう。以下同じ。）
		ケ 略			ケ 略
3 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会	(1) 法第11条の3第1項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定による資源管理規程の <u>設定</u> の認可の申請	ア <u>資源管理規程設定認可申請書</u> イ 略 ウ 法第11条の3第3項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の同意を得たことを証する書類 エ 略		3 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会	(1) 法第11条の2第1項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定による資源管理規程の <u>制定</u> の認可の申請
	(2) 法第11条の3第1項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定による資源管	略			(2) 法第11条の2第1項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定による資源管

	理規程の 変更の認 可の申請			理規程の 変更の認 可の申請		
	略			略		
4 漁業協 同組合及 び水産加 工業協同 組合	(1) 法第 15条の2 第1項 (法第96 条第1項 において 準用する 場合を含 む。)の 規定によ る共済規 程の <u>設定</u> の認可の 申請	ア <u>共済規程設定</u> <u>認可申請書</u> イ 略		4 漁業協 同組合及 び水産加 工業協同 組合	(1) 法第 15条の2 第1項 (法第96 条第1項 において 準用する 場合を含 む。)の 規定によ る共済規 程の <u>制定</u> の認可の 申請	ア <u>共済規程制定</u> <u>認可申請書</u> イ 略
	(2) 法第 15条の2 第2項 (法第96 条第1項 において 準用する 場合を含 む。)の 規定によ る共済規 程の <u>変更</u> の認可の 申請	ア・イ 略 ウ 総会の議事録 の謄本又は抄本 (法第48条第5 項の規定により 総会の <u>決議</u> を経 なかった場合に おいて、理事会 で <u>決議</u> した場合 にあっては、理 事会の議事録の 謄本又は抄本)			(2) 法第 15条の2 第2項 (法第96 条第1項 において 準用する 場合を含 む。)の 規定によ る共済規 程の <u>変更</u> の認可の 申請	ア・イ 略 ウ 総会の議事録 の謄本又は抄本 (法第48条第5 項の規定により 総会の <u>議決</u> を経 なかった場合に おいて、理事会 で <u>議決</u> した場合 にあっては、理 事会の議事録の 謄本又は抄本)
	略			略		
5 漁業協 同組合、 水産加工 業協同組 合及び漁 業協同組 合連合会	(1) 法第 48条第2 項(法第 92条第3 項及び第 96条第3 項におい て準用す る場合を 含む。)の 規定によ る定款	ア・イ 略 ウ <u>財産目録又は</u> <u>貸借対照表並び</u> に法第53条第2 項の規定により 公告した官報の 写し及び債権者 に催告を行った ことを証する書 類又は法第126条 の4第2項の規 定による定款の		5 漁業協 同組合、 水産加工 業協同組 合及び漁 業協同組 合連合会	(1) 法第 48条第2 項(法第 92条第3 項及び第 96条第3 項におい て準用す る場合を 含む。)の 規定によ る定款	ア・イ 略 ウ <u>法第53条第1</u> <u>項(法第92条第</u> <u>3項及び第96条</u> <u>第3項において</u> <u>準用する場合を</u> <u>含む。)に規定</u> <u>する財産目録及</u> <u>び貸借対照表並</u> びに法第53条第 2項の規定によ り公告した官報

	の変更の認可の申請	定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し（定款の変更が出資1口の金額の減少に係るものであるときに限る。）		の変更の認可の申請	の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は <u>法第121条第2項</u> の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し（定款の変更が出資1口の金額の減少に係るものであるときに限る。）
	略		エ〜カ 略	略	
	(4) <u>法第68条第4項若しくは第6項</u> （ <u>法第96条第5項</u> において準用する場合を含む。）又は <u>法第91条第4項若しくは第6項</u> の規定による解散の届出	略		(4) <u>法第68条第5項</u> （ <u>法第96条第5項</u> において準用する場合を含む。）又は <u>法第91条第5項</u> の規定による解散の届出	略
6 漁業協同組合、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会又は設立委員	法第69条第2項（ <u>法第92条第5項</u> 及び <u>第96条第5項</u> において準用する場合を含む。）の規定による合	ア・イ 略 ウ 各組合の合併に係る総会の議事録の謄本（ <u>法第69条の2第1項</u> の規定により総会の <u>決議</u> を経ないで合併を行う場合にあつて		6 漁業協同組合、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会又は設立委員	法第69条第2項（ <u>法第92条第5項</u> 及び <u>第96条第5項</u> において準用する場合を含む。）の規定による合 ア・イ 略 ウ 各組合の合併に係る総会の議事録の謄本（ <u>法第69条の2第1項</u> の規定により総会の <u>議決</u> を経ないで合併を行う場合にあつて

	併の認可の申請	<p>は、理事会の議事録の謄本)</p> <p>エ 各組合の財産目録又は貸借対照表</p> <p>オ 略</p> <p>カ 法第69条第4項 (法第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。) において準用する法第53条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第126条の4第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し</p> <p>キ～ケ 略</p> <p>コ 法第69条の2第3項 (法第92</p>		併の認可の申請	<p>は、理事会の議事録の謄本)</p> <p>エ <u>法第69条第4項 (法第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。) において準用する法第53条第1項に規定する各組合の財産目録及び貸借対照表 (出資組合が合併する場合に限る。)</u></p> <p>オ 略</p> <p>カ 法第69条第4項において準用する法第53条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第121条第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し</p> <p>キ～ケ 略</p> <p>コ 法第69条の2第3項 (法第92</p>
--	---------	--	--	---------	--

		条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公告又は通知の写し(法第69条の2第1項の規定により総会の <u>決議</u> を経ないで合併を行う場合に限る。)			条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公告又は通知の写し(法第69条の2第1項の規定により総会の <u>議決</u> を経ないで合併を行う場合に限る。)
略			サ 略		
略			略		
9 漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の組合員並びに漁業協同組合連合会及び漁業協同組合連合会等の会員	略 (2) 法第125条第1項の規定による総会の <u>決議</u> 又は選挙若しくは当選の取消しの請求	ア <u>総会決議(選挙、当選)取消請求書</u> イ 略	9 漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の組合員並びに漁業協同組合連合会及び漁業協同組合連合会等の会員	略 (2) 法第125条第1項の規定による総会の <u>議決</u> 又は選挙若しくは当選の取消しの請求	ア <u>総会議決(選挙、当選)取消請求書</u> イ 略
10 漁業生産組合	略 (5) 法第 <u>86条の10</u> の規定による組織変更の届出	略	10 漁業生産組合	略 (5) 法第 <u>86条の9</u> の規定による組織変更の届出	略
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第58号

鳥取県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、特定水産資源（法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。）の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

第2条 法第26条第1項及び第30条第1項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、様式第1号から様式第3号までによる報告書により報告を行うことができる。

3 前項の報告書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項の一般信書便事業者若しくは同条第9項の特定信書便事業者による同条第2項の信書便で提出した場合には、特定水産資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

(代理人による報告)

第3条 法第26条第1項又は法第30条第1項の規定による報告をしようとする者が、委任による代理人によって報告をする場合には、あらかじめ、様式第4号による委任状を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(鳥取県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の廃止)

2 鳥取県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成8年鳥取県規則第73号）は、廃止する。

(鳥取県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の鳥取県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

様式第1号（第2条関係）

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第1項の規定に基づき、漁獲量等について次のとおり報告します。

また、次の報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、鳥取県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

漁獲割当割合設定通知書の番号		
特定水産資源の名称		
漁獲割当管理区分の名称		
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）	
陸揚げした日／漁獲量（kg）		

備考

- 1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 2 漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合には、「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄に漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載すること。
- 3 くろまぐろの漁獲量について報告する場合は、「特定水産資源の名称」の欄には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」の2つに分けて記入すること。
- 4 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄には、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を記入すること。
- 5 くろまぐろの養殖用種苗にあつては、「陸揚げした日／漁獲量（kg）」の欄には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入すること。

様式第2号（第2条関係）

漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び
 個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲量等について次のとおり報告します。

また、次の報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、鳥取県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

許可番号又は免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	

備考

- 「許可番号又は免許番号」の欄には、漁業法第57条第1項の許可に基づき特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入すること。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、承認番号を記載すること。なお、許可番号、免許番号及び承認番号のいずれもない場合には、省略すること。
- 船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、「船舶の名称」及び「漁船登録番号」の欄には記載しないこと。
- くろまぐろの養殖用種苗にあつては、「陸揚げした日」の欄には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入すること。
- くろまぐろの漁獲量について報告する場合は、「特定水産資源の名称」の欄には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」の2つに分けて記入すること。

様式第3号（第2条関係）

漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

報告者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第1項の規定に基づき、漁獲努力量等について次のとおり報告します。
 また、次の報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、鳥取県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

許可番号又は免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲努力量	漁獲量 (kg)

備考

- 「許可番号又は免許番号」の欄には、漁業法第57条第1項の許可に基づき特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入すること。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には承認番号を記載すること。なお、許可番号、免許番号及び承認番号のいずれもない場合には、省略すること。
- 船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、「船舶の名称」及び「漁船登録番号」の欄には記載しないこと。
- 「漁獲努力量」の欄には、特定水産資源を採捕するために行われる漁ろうの作業の量（当該特定水産資源ごとに鳥取県資源管理方針において示された操業日数、操業時間、船舶の隻数、漁具の数、漁具の大きさ又は漁具の使用回数）を記載すること。

様式第4号（第3条関係）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

委任者 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

私は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づく報告の事務について、下記1の者を代理人として定め、2に定める期間において、3に定める報告に係る事務を委任します。

また、下記3に掲げる報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、鳥取県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

記

1 代理人

住所

氏名

2 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 委任事項（を入れる。） 法第26条第1項の規定による漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告 法第30条第1項の規定による漁獲割当管理区分以外の管理区分に係る漁獲量等又は漁獲努力量等の報告

鳥取県特定水産資源の採捕の停止に関する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第59号

鳥取県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づき、特定水産資源（法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。）の採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止)

第2条 知事が法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第60号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる様式中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に改める。

<p>第1号様式の2その1</p>	<p>年14.6パーセント（次に掲げる税額のそれぞれの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）</p>	<p>年14.6パーセント（次に掲げる税額のそれぞれの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）</p>
<p>第1号様式の3その1からその3まで及びその11並びに第5号様式の2その1及びその2</p>	<p>年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）で計算した額で徴収します。</p>	<p>年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。</p>
<p>第1号様式の3その4、その5及びその12</p>	<p>年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては</p>	<p>年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年にお</p>

	<p>当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）で計算した額で延滞金を徴収します。</p>	<p>ける延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。</p>
<p>第1号様式の3その6からその8まで及びその10</p>	<p>年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）で計算した額の延滞金を徴収します。</p>	<p>年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。</p>
<p>第1号様式の3その9</p>	<p>年14.6パーセント（この納税通知書を発した日の翌日から納期限までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）で計算した額の延滞金を徴収します。</p>	<p>年14.6パーセント（この納税通知書を発した日の翌日から納期限までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。</p>
<p>第1号様式の4その1</p>	<p>年14.6パーセント（次に掲げる税額のそれぞれの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に</p>	<p>年14.6パーセント（次に掲げる税額のそれぞれの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合（以下「平均貸付割合」という。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が</p>

	<p>満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては鳥取県税条例第9条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額については当該特例基準割合、その他の税額については当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)</p>	<p>年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては鳥取県税条例第9条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額については平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合、その他の税額については当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)</p>
第1号様式の4その2	<p>年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)</p>	<p>年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)</p>
第1号様式の4その3	<p>年14.6パーセント(から までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)で計算した金額</p>	<p>年14.6パーセント(から までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)を乗じて計算した金額</p>
第53号様式の3	<p>年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の特例基準割合(当該年の前</p>	<p>年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の延滞金特例基準割合(租税</p>

	<p>年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては鳥取県税条例第9条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額については当該特例基準割合、その他の税額については当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)で計算した金額を延滞金として徴収します。</p>	<p>特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合(以下「平均貸付割合」という。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては鳥取県税条例第9条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額については平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合、その他の税額については当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。</p>
<p>第53号様式の6から第53号様式の8まで</p>	<p>期間に応じ 年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)</p>	<p>期間に応じ、 年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)</p>
<p>第57号様式の2</p>	<p>その金額 年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつ</p>	<p>その全額 年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合に</p>

	ては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）で計算した金額	あつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した金額
第61号様式及び第63号様式の3	納入または納付の日 年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又は1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）で計算した金額	納入又は納付の日 年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又は1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した金額
第64号様式の12	年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）で計算した金額	年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した金額
第80号様式	不足金額について、 納入（納入）の日 年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1	不足税額については、 納入又は納付の日 年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をい

<p>パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)で計算した金額</p>	<p>う。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)を乗じて計算した金額</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、改正後の鳥取県税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第61号

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県環境影響評価条例施行規則（平成11年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(許認可等を行う者への送付)</p> <p>第42条 条例第49条第2項の規定による評価書の送付は、別表第5の左欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる許認可等を行う者に対してするものとする。ただし、第38条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合であって、都市計画が都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による同意を要するものであるときは、<u>当該同意を行う国土交通大臣及び別表第5の左欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる許認可等を行う者に対してするものとする。</u></p> <p>別表第5（第42条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事業の種類</th> <th style="width: 70%;">許認可等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 条例別表第1号に掲げる事業</td> <td>ア・イ 略 ウ 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項若しくは<u>第6項又は第10条第1項若しくは第4項の規定による許可</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 条例別表第14号に掲げる事業</td> <td>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	許認可等	1 条例別表第1号に掲げる事業	ア・イ 略 ウ 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項若しくは <u>第6項又は第10条第1項若しくは第4項の規定による許可</u>	略		9 条例別表第14号に掲げる事業	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認	<p>(許認可等を行う者への送付)</p> <p>第42条 条例第49条第2項の規定による評価書の送付は、別表第5の左欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる許認可等を行う者に対してするものとする。ただし、第38条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合であって、都市計画が都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）<u>又は同法第19条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）を要するものであるときは、<u>都市計画同意を行う国土交通大臣及び別表第5の左欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる許認可等を行う者に対してするものとする。</u></p> <p>別表第5（第42条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事業の種類</th> <th style="width: 70%;">許認可等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 条例別表第1号に掲げる事業</td> <td>ア・イ 略 ウ 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項若しくは<u>第4項、第7条の12第1項若しくは第4項又は第8条第1項若しくは第4項の規定による許可</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 条例別表第14号に掲げる事業</td> <td><u>ア</u> 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認 <u>イ</u> ガス事業法（昭和29年法律第51号）第27条の2第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第37条の2の規定による許可</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	許認可等	1 条例別表第1号に掲げる事業	ア・イ 略 ウ 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項若しくは <u>第4項、第7条の12第1項若しくは第4項又は第8条第1項若しくは第4項の規定による許可</u>	略		9 条例別表第14号に掲げる事業	<u>ア</u> 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認 <u>イ</u> ガス事業法（昭和29年法律第51号）第27条の2第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第37条の2の規定による許可
事業の種類	許認可等																
1 条例別表第1号に掲げる事業	ア・イ 略 ウ 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項若しくは <u>第6項又は第10条第1項若しくは第4項の規定による許可</u>																
略																	
9 条例別表第14号に掲げる事業	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認																
事業の種類	許認可等																
1 条例別表第1号に掲げる事業	ア・イ 略 ウ 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項若しくは <u>第4項、第7条の12第1項若しくは第4項又は第8条第1項若しくは第4項の規定による許可</u>																
略																	
9 条例別表第14号に掲げる事業	<u>ア</u> 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認 <u>イ</u> ガス事業法（昭和29年法律第51号）第27条の2第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第37条の2の規定による許可																

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

家畜改良増殖法施行細則及び鳥取県子牛公正取引条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第62号

家畜改良増殖法施行細則及び鳥取県子牛公正取引条例施行規則の一部を改正する規則

(家畜改良増殖法施行細則の一部改正)

第1条 家畜改良増殖法施行細則(昭和26年鳥取県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(家畜人工授精用精液の採取回数) 第3条 法第12条第1項ただし書の知事の定める回数は<u>1年につき10回</u>とする。</p> <p>(家畜人工授精所の種畜) 第6条 略</p>	<p>(家畜人工授精用精液の採取回数) 第3条 法第12条ただし書の知事の定める回数は10回とする。</p> <p>(家畜人工授精所の種畜) 第6条 略</p> <p><u>(家畜人工授精所開設者の異動届)</u> 第7条 家畜人工授精所の開設者は、法第24条の規定による許可を受けた事項に異動を生じたときは、次に掲げる事項を記載した家畜人工授精所開設許可事項異動届により、その都度知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 届出年月日 (2) 開設者の住所及び氏名 (3) 家畜人工授精所の所在地及び名称 (4) 異動した事項 (5) 異動の理由 (6) 異動年月日</p>

(鳥取県子牛公正取引条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県子牛公正取引条例施行規則(昭和59年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(競り売り証明書等の様式) 第5条 略</p> <p>2 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第32条の9第3項に規定する家畜登録機関に登録されている子牛については、前項の規定にかかわらず、当該機関から交付されている登録証明書に様式第4号による印を押したものを、条例第6条第1項に規定する競り売り証明書又は評価証明書とする。</p>	<p>(競り売り証明書等の様式) 第5条 略</p> <p>2 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第32条の2第3項に規定する家畜登録機関に登録されている子牛については、前項の規定にかかわらず、当該機関から交付されている登録証明書に様式第4号による印を押したものを、条例第6条第1項に規定する競り売り証明書又は評価証明書とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第5号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公印の押印)</p> <p>第9条 <u>法令等により公印を押印することとされている文書及び相手方が特に公印の押印を求める文書以外の文書は、公印を押印しないで施行するものとする。</u></p>	<p>(公印の押印)</p> <p>第9条 <u>次に掲げる文書</u>以外の文書は、公印を押印しないで施行するものとする。</p> <p>(1) <u>法令等により公印を押印することとされている文書</u></p> <p>(2) <u>県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書</u></p> <p>(3) <u>事実証明に関する文書その他特に信用力を付与する必要がある文書</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、特に公印を押印すべき事情があると認められる文書</u></p>
<p>(公印の刷込み)</p> <p>第11条 <u>第9条の規定にかかわらず、</u>政策法務課長が必要と認める文書については、公印の印影を朱色で刷り込むこと（以下この条において「公印刷込み」という。）ができる。</p> <p>2～8 略</p>	<p>(公印の刷込み)</p> <p>第11条 <u>大量に施行する文書及び</u>政策法務課長が必要と認める文書については、公印の印影を朱色で刷り込むこと（以下この条において「公印刷込み」という。）<u>により、公印の押印に代えることができる。</u></p> <p>2～8 略</p>
<p>(電子公印)</p> <p>第12条 <u>第9条の規定にかかわらず、</u>電子計算機を利用して作成する文書であって、政策法務課長が必要と認めるものについては、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録した公印の印影（以下「電子公印」という。）を使用して当該文書を作成することができる。</p> <p>2～9 略</p>	<p>(電子公印)</p> <p>第12条 電子計算機を利用して作成する文書であって、政策法務課長が必要と認めるものについては、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録した公印の印影（以下「電子公印」という。）を使用して当該文書を作成する<u>ことにより、公印の押印に代えることができる。</u></p> <p>2～9 略</p>

附 則

この訓令は、令和2年12月11日から施行する。